

予算特別委員会設置要綱

1 設置

令和7年度滋賀県一般会計、各特別会計および企業会計の予算を総合的に審査するために、滋賀県議会に予算特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 構成

- （1）委員会は、正副議長を除く議員全員をもって構成し、委員長1人、副委員長1人を置く。
- （2）委員会の円滑な運営を図るため、予算特別委員会理事会（以下「理事会」という。）を置く。
- （3）理事会は8人で組織し、正副委員長および理事をもって構成する。なお、理事は各会派1人とし、委員長が指名する。
- （4）委員会の効率的な運営を図るため、5分科会を置く。

3 審査の範囲

委員会は、一般会計、各特別会計および企業会計の予算について審査するものとする。

4 審査の方法

- （1）委員会の審査日数は、原則として、分科会を含め7日とする。
- （2）審査は、原則として、概要説明、全体質疑および分科会による部局別調査を行った後、分科会調査報告を経て採決を行う。
- （3）委員会の報告は、令和7年2月定例会議最終日に行う。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。